

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 (担当係長名)	その他の 配布先
9／24 (火) 14:00	阪神北県民局 県民躍動室 環境課	ダイヤルイン 0797-83-3145	環境参事 岸本 和史 (室長補佐兼環境課長 岡田 圭司)	県政記者クラブ 阪神南県民センター (同時発表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

令和6年9月24日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 大阪府門真市速見町2番12号

名称及び代表者 株式会社ショーナシ 代表取締役 下川 隆太

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

(3) 処分年月日 令和6年9月24日

2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。）
・許可の年月日	令和6年5月16日
・許可番号	第02803176979号
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3 処分の理由

被処分者の株主は、懲役の刑に処せられ、令和6年4月3日にその刑が確定し、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないため。